

事業所等における受動喫煙防止に関する調査結果概要

平成30年5月

1 調査の目的

本調査は、秋田県内の事業所等における受動喫煙防止に関する取り組み状況や、受動喫煙防止に関する意見等を把握し、今後の受動喫煙防止対策の参考とする。

2 調査の対象

事業所母集団データベース（平成28年次）から抽出した以下の事業所等を対象とした。

種別	対象合計	郵送調査			訪問調査	
		対象数	回答数	回収率	対象数	訪問数
合計	850	700	372	53.1%	150	150
医療機関	50	50	35	70.0%	-	-
社会福祉施設、児童福祉施設	100	100	70	70.0%	-	-
大学等	10	10	10	100.0%	-	-
飲食店	300	240	75	31.3%	60	63
ホテル・旅館	40	24	14	58.3%	16	16
事業所	350	276	168	60.9%	74	71

3 調査の実施時期

- (1) 郵送調査 平成29年11月～平成30年1月
- (2) 訪問調査 平成29年11月～平成30年3月

4 調査概要の表記及び留意点について

1. 回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（%）で示している。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
2. 複数回答を可能としている回答項目については、回答比率の合計は100.0%を超える。
3. テナント入居等の場合は、自社、自店舗の管理区分について回答を依頼した。

5 郵送調査の結果

①対象・回答数

	対象数	回答数	回収率
全体	700	372	53.1%
医療機関	50	35	70.0%
社会福祉施設、 児童福祉施設	100	70	70.0%
大学等	10	10	100.0%
飲食店	240	75	31.3%
ホテル・旅館	24	14	58.3%
事業所	276	168	60.9%

②回答結果

問1～問2 貴事業所等における現在の喫煙環境を選んでください。

	敷地内禁煙	建物内禁煙	その他（複数回答可）						その他
			喫煙室（所）は屋外だが、非喫煙者が通行する出入口付近等にある	完全分煙（禁煙と喫煙の区域は、壁等で区切られている）	空間分煙（禁煙と喫煙の区域は、壁等で区切られていない）	時間分煙（喫煙時間を特定の時間に限定し、他は全面禁煙としている）	指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している	特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）	
全体	16.1	25.5	12.6	18.3	8.6	5.1	21.5	12.6	4.6
医療機関	51.4	31.4	8.6	5.7	2.9	2.9	5.7	0.0	0.0
社会福祉施設、 児童福祉施設	31.4	42.9	7.1	10.0	4.3	1.4	14.3	1.4	5.7
大学等	50.0	30.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0
飲食店	1.3	16.0	17.3	5.3	4.0	1.3	24.0	48.0	9.3
ホテル・旅館	0.0	0.0	28.6	21.4	21.4	0.0	64.3	7.1	28.6
事業所	8.3	23.2	12.5	31.0	13.1	9.5	23.8	5.4	1.2

(%)

現在の環境は、「建物内禁煙」が25.5%と最も多く、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が21.5%、「完全分煙（禁煙と喫煙の区域は壁等で区切られている）」が18.3%となっている。

事業所別では、「飲食店」においては「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」が48.0%と最も多くなっている。

「ホテル・旅館」では、「指定した喫煙場所（灰皿の設置のみ）を設置している」が64.3%と最も多く、「事業所」では、「完全分煙（禁煙と喫煙の区域は、壁等で区切られている）」が31.0%と最も多い。

「医療機関」、「大学等」では、「敷地内禁煙」が、「社会福祉施設・児童福祉施設」では「建物内禁煙」が最も多くなっている。

問3 現在の喫煙環境について、「建物内禁煙」または「その他」を選んだ事業所等にお伺いします。今後の対策について選んでください。(%)

	検討中						未検討	未回答
	敷地内禁煙	建物内禁煙	完全分煙室(所)の設置	時間分煙	空間分煙	その他		
全体	9.3	12.2	10.3	1.9	3.5	3.2	49.4	11.2
医療機関	17.6	11.8	5.9	5.9	0.0	0.0	52.9	5.9
社会福祉施設、 児童福祉施設	25.0	10.4	6.3	0.0	4.2	2.1	45.8	10.4
大学等	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0
飲食店	5.4	18.9	9.5	5.4	4.1	0.0	37.8	20.3
ホテル・旅館	0.0	7.1	14.3	0.0	7.1	7.1	35.7	28.6
事業所	5.8	10.4	11.7	0.6	3.2	4.5	57.1	6.5

※回答を1つ選ぶ設問だが、社会福祉施設・児童福祉施設と飲食店で複数回答があったため、比率の合計は100.0%を超えている。

受動喫煙防止対策の今後の予定は、「未検討」が49.4%で最も多い回答になっている。
また、検討中の受動喫煙対策では、「建物内禁煙」(12.2%)、「完全分煙室(所)の設置」(10.3%)、「敷地内禁煙」(9.3%)の順となっている。

事業所別では、全ての種別で「未検討」が最も多くなっている。

問4 現在の喫煙環境について、「その他」を選んだ事業所等にお伺いします。

敷地内や建物内の禁煙を行っていない理由は何ですか。(複数回答可)(%)

	喫煙する従業員からの理解が得られないから	喫煙する利用者(利用客)からの理解が得られないから	事業主(経営者)が必要を感じていないから	その他	未回答
全体	33.6	36.9	14.3	23.5	9.7
医療機関	16.7	66.7	33.3	16.7	0.0
社会福祉施設、 児童福祉施設	38.9	27.8	5.6	38.9	5.6
大学等	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
飲食店	4.8	69.4	16.1	11.3	9.7
ホテル・旅館	21.4	71.4	21.4	7.1	14.3
事業所	49.6	13.9	13.0	30.4	10.4

敷地内あるいは建物内の禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者(利用客)からの理解が得られないから」が36.9%、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が33.6%と多くなっている。

事業所別では、「医療機関」、「飲食店」、「ホテル・旅館」においては、「喫煙する利用者(利用客)からの理解が得られないから」が多く、「事業所」、「社会福祉施設・児童福祉施設」では、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」という回答が多くなっている。

問5 貴事業所等で受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うものを選んでください。

(複数回答可)

(%)

	従業員の理解、協力	利用者（利用客）の理解・協力	事業主（経営者）の理解・協力	行政の指導・監督等による規制	喫煙者に対する禁煙支援・指導	その他	未回答
全体	62.1	49.7	25.8	23.1	31.7	3.8	4.6
医療機関	51.4	68.6	31.4	28.6	34.3	0.0	14.3
社会福祉施設、児童福祉施設	78.6	37.1	25.7	21.4	34.3	4.3	4.3
大学等	60.0	60.0	20.0	30.0	40.0	20.0	0.0
飲食店	20.0	89.3	21.3	37.3	32.0	1.3	1.3
ホテル・旅館	42.9	92.9	28.6	35.7	35.7	14.3	0.0
事業所	78.0	29.2	26.8	14.9	29.2	3.6	4.8

受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が62.1%と最も多く、次いで「利用者（利用客）の理解・協力」（49.7%）、「喫煙者に対する禁煙支援・指導」（31.7%）、「事業主（経営者）の理解・協力」（25.8%）の順となっている。

事業所別では、「社会福祉施設・児童福祉施設」、「事業所」等で、「従業員の理解・協力」が最も多く、「医療機関」、「飲食店」、「ホテル・旅館」では、「利用者（利用客）の理解・協力」が最も多い回答となっている。

6 訪問調査の結果

①対象・訪問数

	対象数	訪問数
全体	150	150
飲食店	60	63
ホテル・旅館	16	16
事業所	74	71

※対象とした施設について、訪問日程の調整ができない場合、他施設に振り替えしており、対象数と訪問数の内訳に相違がある。

②回答結果

問1～問2 貴事業所等における現在の喫煙環境

(%)

	敷地内禁煙	建物内禁煙	その他（複数回答可）						
			喫煙室（所）は屋外だが、非喫煙者が通行する出入口付近等にある	完全分煙（禁煙と喫煙の区域は、壁等で区切られている）	空間分煙（禁煙と喫煙の区域は、壁等で区切られていない）	時間分煙（喫煙時間を特定の時間に限定し、他は全面禁煙としている）	指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している	特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）	その他
全体	6.0	24.7	12.7	26.7	14.7	13.3	26.7	22.7	4.0
飲食店	3.2	20.6	14.3	7.9	4.8	11.1	41.3	52.4	3.2
ホテル・旅館	0.0	0.0	43.8	68.8	56.3	50.0	0.0	6.3	0.0
事業所	9.9	33.8	4.2	33.8	14.1	7.0	19.7	0.0	5.6

現在の環境は、「完全分煙（禁煙と喫煙の区域は、壁等で区切られている）」、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」、がそれぞれ 26.7%と多く、次いで「建物内禁煙」（24.7%）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（22.7%）となっている。

事業所別では、「飲食店」においては「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」が 52.4%と最も多く、「ホテル・旅館」では、「完全分煙（禁煙と喫煙の区域は、壁等で区切られている）」が、「事業所」では、「建物内禁煙」、「完全分煙（禁煙と喫煙の区域は、壁等で区切られている）」が多くなっている。

問3 現在の喫煙環境が「建物内禁煙」または「その他」の場合、今後の対策について

(%)

	検討中						未検討
	敷地内禁煙	建物内禁煙	完全分煙室 (所)の設置	時間分煙	空間分煙	その他	
全体	1.4	7.1	7.8	0.0	1.4	2.8	79.4
飲食店	1.6	13.1	4.9	0.0	3.3	1.6	75.4
ホテル・旅館	0.0	0.0	31.3	0.0	0.0	6.3	62.5
事業所	1.6	3.1	4.7	0.0	0.0	3.1	87.5

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、全体、事業所別とも、「未検討」が最も多くなっている。

問4 現在の喫煙環境が「その他」の場合、敷地内や建物内の禁煙を行っていない理由
(複数回答可)

(%)

	喫煙する従業員からの理解が得られないから	喫煙する利用者(利用客)からの理解が得られないから	事業主(経営者)が必要を感じていないから	その他
全体	30.8	53.8	15.4	26.0
飲食店	10.4	72.9	12.5	16.7
ホテル・旅館	18.8	87.5	18.8	25.0
事業所	60.0	17.5	17.5	37.5

敷地内あるいは建物内の禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者(利用客)からの理解が得られないから」が53.8%、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が30.8%と多くなっている。

事業所別では、「飲食店」、「ホテル・旅館」においては、「喫煙する利用者(利用客)からの理解が得られないから」、「事業所」では、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」という回答が多くなっている。

問5 貴事業所等で受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うもの（複数回答可）

(%)

	従業員の理解、協力	利用者（利用客）の理解・協力	事業主（経営者）の理解・協力	行政の指導・監督等による規制	喫煙者に対する禁煙支援・指導	その他
全体	55.3	58.0	38.0	36.0	34.7	6.0
飲食店	22.2	76.2	27.0	42.9	23.8	11.1
ホテル・旅館	62.5	87.5	62.5	50.0	31.3	0.0
事業所	83.1	35.2	42.3	26.8	45.1	2.8

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の理解・協力」が58.0%と最も多く、次いで「従業員の理解・協力」（55.3%）となっている。

事業所別では、「飲食店」においては、「利用者（利用客）の理解・協力」が76.2%と最も多く、次いで「行政の指導・監督等による規制」が42.9%となっている。

「事業所」では、「従業員の理解・協力」が83.1%と最も多く、次いで「喫煙者に対する禁煙支援・指導」（45.1%）、「事業主（経営者）の理解・協力」（42.3%）となっている。

「ホテル・旅館」においては、「利用者（利用客）の理解・協力」が87.5%と最も多く、次いで「従業員の理解・協力」、「事業主（経営者）の理解・協力」がともに62.5%、「行政の指導・監督等による規制」（50.0%）となっている。

7 各機関・施設の特徴

機関・施設	主な傾向
医療機関	○敷地内や建物内の禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が多い。 ○受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うものについては、「利用者（利用客）の理解・協力」、「従業員の理解、協力」が多い。
社会福祉施設 児童福祉施設	○受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うものについては、「従業員の理解、協力」という回答が多い。
大学等	○現在の環境については「敷地内禁煙」と「建物内禁煙」が多く、「完全分煙、空間分煙、時間分煙」や「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」は全くない。
飲食店	○現在の環境については、「特に対策を行っていない（どこでも喫煙できる）」が最も多い。 ○敷地内や建物内の禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が多い。 ○受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うものについては、「利用者（利用客）の理解・協力」が多く、次いで「行政の指導・監督等による規制」が多い。
ホテル・旅館	○敷地内や建物内の禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が多い。 ○受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うものについては、「利用者（利用客）の理解・協力」が多く、次いで「従業員の理解・協力」等が多い。
事業所	○現在の環境については、「建物内禁煙」、「完全分煙（禁煙と喫煙の区別は壁等で区切られている）」が多い。 ○敷地内や建物内の禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が多い。 ○受動喫煙防止対策を進める上で必要と思うものについては、「従業員の理解、協力」が最も多いほか、郵送調査では「利用者（利用客）の理解・協力」、「喫煙者に対する禁煙支援・指導」が多くなっており、訪問調査では「事業主（経営者）の理解・協力」、「喫煙者に対する禁煙支援・指導」が多くなっている。

8 まとめ

県では、健康寿命日本一の実現に向けて、たばこは健康に重大な影響を及ぼすものであるという共通認識のもと取組を推進するため、「県民の意見を聴く会」や本調査等を通じ、対面や書面により県民意見を伺いながら、「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」を中心に、今後の対策の検討を行っているところである。

本調査では、敷地内禁煙又は建物内禁煙が飲食店、ホテル・旅館、事業所で進んでいない現状が分かった。また、受動喫煙防止の環境整備には、事業者だけでなく、利用者と従業員の理解と協力も必要であるという回答が最も多かったが、一方では「行政の指導・監督による規制」が次いで多かった。

このため、今後も、県民に対し、たばこによる健康被害の知識の普及や受動喫煙防止の重要性を理解してもらい、現行の「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づく取組を推進するとともに、特に受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所等については、利用者と従業員双方の健康の保持増進のため、国の健康増進法一部改正の動きを踏まえ、条例の制定を視野におきながら、さらに県民の意見も踏まえた検討をすすめ、県全体で対策を進める必要がある。

【受動喫煙防止に関する自由意見】

①郵送調査(自由記載)

医療機関	口頭で協力依頼・指導がやりにくい場合に利用できるカードなど(渡すことができるもの)があれば入手したい。ダウンロード先をわかりやすくすれば入手しやすいと思う。
医療機関	回りに喫煙者が減った印象を受けます。取り組みに感謝しています。
飲食店	「店舗内(テーブル等)には灰皿は置いていません。店内は禁煙です。」とひとこと言葉をかけている。
飲食店	とても良い事だと思います。
飲食店	48年間たばこを吸っていましたが、禁煙しました。お金がないから。
飲食店	加熱式たばこの推進をさらに進めてほしい。
飲食店	食事処なので、お客様もつい時間つぶしにといった感じです。でも以前よりは、マナーも良くなったと思ってます。従業員も一応休憩室でという感じなので、今後は多少なり喫煙所などの設置を考える方向にしたいと考えてます。ただ店舗の改装などということになると時間と金銭の問題もあると思います。
飲食店	当店の利用者に喫煙者が多い現状では、他店より喫煙しやすい環境にせざるを得ないため、外食を多くする層がそもそも喫煙しないような世の中になってほしい。
飲食店	法律を整備して、一律で全面禁煙による罰則の強化
飲食店	酒を供する店での完全禁煙は非常に厳しいので法律が変わらない限り無理かも。分煙室設置の補助金対策を充実させてほしい。
飲食店	飲食店の為、お客様が吸いたい時、どうしてもことわる事ができないのが残念です。従業員の中にはタバコのけむりで、セキが止まらなくなる人もいたりして大変です。
飲食店	時間をかけながら協力をして頂きました。
飲食店	宴会場の性質上、建物内禁煙はお客様の理解を得るのに難しさがある。完全分煙室を整備するにもスペースの確保と予算の問題があり、なかなか進まないのが現状である。
飲食店	タバコを吸う人のマナーです。人がいない所ならまだしも、人のいる所では吸う事をひかえてほしい。
飲食店	喫煙防止はとりくみたいと思っているが、利用客が協力してくれるようにびしっと飲食店禁煙って決めてくれた方が行いやすいです。
飲食店	私の店では従業員も経営者も誰もたばこは吸いません。たばこを1個1000円位にすると高いのでやめる人が出てくると思います。お客様もそのように話していました。
飲食店	屋内(店舗)禁煙を義務づける条例が必要では。

飲食店	11:00～14:00 建物内禁煙。夜間宴会等喫煙可
飲食店	早く行政による一括全面禁煙を実施して欲しい。せめて秋田市が市民のために全面禁煙してほしい。店としても助かる。
飲食店	店内は全席全時間全面禁煙だが、駐車場で喫煙をする人が多く、吸い殻が散乱している。駐車場は複数店舗が共用しており、1店舗の努力ではどうにもできない。
事業所	現状では完全分煙室がベストと考えています。
事業所	他社の事例(成功・失敗)があれば参考にしたいです。
事業所	タバコの価格を一箱1万円にする等、家計の上から禁煙につなげたいかが。
事業所	当社は喫煙率が42%と高い。常勤役員で57%
事業所	従業員の理解に全力をあげている最中です。安衛法で縛りが必要と思うが...?
事業所	段階的に対策を進めていきます。
事業所	禁煙して受動者になった者、一度も喫煙をしたことのない者では、受動の感じ方にかかなりの差があるように感じられる。リスクはすべて同じと思うが、喫煙者に喫煙をしたことのない人の感覚をいかに理解させるかが難しいことだと考える。
事業所	行政の指導監督等による防止策ではなく、企業としても社員の健康経営を推進することが重要と考える。
事業所	国がタバコを製造販売しておいて今さら何を言っているのかわからない。
事業所	空気洗浄機を2台と換気扇を動かすくらいである。
事業所	喫煙場所を建物外としているため、受動喫煙は特に問題ない。問題は仕事を抜けて喫煙することによる生産性の低下。
社会福祉施設・児童福祉施設	福祉施設という立場から受動喫煙防止の対策に努めています。
社会福祉施設・児童福祉施設	法人全体が敷地内禁煙となっている。
社会福祉施設・児童福祉施設	喫煙マナーの徹底を強化
社会福祉施設・児童福祉施設	現在、職場内において、職員の意向調査等をすすめているが、現状に不満を感じているという職員は少ない。しかし、ガイドライン等をもう一度周知した上で、職場全体にとって良い環境となるよう検討していく。敷地内禁煙に向けて、取り組み中です。
社会福祉施設・児童福祉施設	たばこの製造・販売を辞めるとよいのでは。

社会福祉施設・児童福祉施設	保育園は敷地内禁煙ですが、保護者の方で喫煙者(いわゆるヘビースモーカー)だと、全身から匂いがしたり、その場に居たのがわかる位残り香(匂い)がする。影響が全く無いと言い切れないとすると、その対応はどうすべきか悩みます。
社会福祉施設・児童福祉施設	家庭での状況がつかめていないので、保育園以外での対策は不明。
社会福祉施設・児童福祉施設	高齢になっても喫煙が習慣という方が、ご利用者にはいるため、なかなか難しい。
社会福祉施設・児童福祉施設	県内全事業所禁煙にしてもかまわないと思う。駐車場や外の喫煙もやめてほしい。
社会福祉施設・児童福祉施設	喫煙者が健康な場合は禁煙の必要性は感じないことが一般的なので、タバコの販売禁止、喫煙者への罰金等、法令的な規制が最良と思う。
社会福祉施設・児童福祉施設	受動喫煙による子どもの健康への影響を、あらゆる方面から訴えてい続けることが重要だと思いますので、園でも防止について伝え続けていきたいと思ます。
大学	敷地内禁煙を実施していたが、事業場周辺での喫煙に対する外部からの苦情があり、喫煙者のモラルや事業場の対策を問われた。
旅館・ホテル	海外のお客様の増加に伴い、敷地内禁煙か敷地内の一部に喫煙所が必要と思われれます。
旅館・ホテル	同業種事業所等でばらつきの無い対策、規制が必要(市内等で)
旅館・ホテル	たばこを禁止してください。たばこ一箱千円以上、分煙室無料設置(行政)
旅館・ホテル	これだけ受動喫煙の害が周知されているのに、何ら策を講じようとしないので、あきらめております。煙を吸うのが辛い時は事務所から(用事があるフリをして)出ます。モラルに訴える手段は何があるのでしょうか。
旅館・ホテル	個室での喫煙を認めなければ、受動喫煙は逆に増えると思う。(路上喫煙増) 受動喫煙の定義がはっきりしない。(煙がなくても臭いだけでもガンは増えるのか)
旅館・ホテル	10年前よりレストランは禁煙です。以前より社会情勢の変化により喫煙できないことにより暴れる(暴言など)方は減りました。

②訪問調査(聞き取りによる)

飲食店	将来的に行政が、たばこに関する規制を設けるにしても、飲食店は喫煙者のお客様も多く、規模が小さい店舗もたくさんあるため段階的に行ってほしい。
飲食店	受動喫煙防止対策を進める上で、家庭・職場・店舗が互いに連携することが重要だと思う。
飲食店	県議会・県庁が率先して敷地内禁煙に取り組み、県民にお手本を見せるべき。
飲食店	喫煙者を閉め出すのではなく、気兼ねなく吸える場所を作ってあげることが大切だと思う。
飲食店	早くたばこに関する条例を作ってほしい。
飲食店	未成年者に対するたばこ教育を徹底するべきだと思う。そうすることで、将来マナーを守る喫煙者が増えると思う。
飲食店	たばこの条例が一刻も早く作られるように願っている。
飲食店	条例を作って欲しい。
飲食店	経営者である私自身、敷地内禁煙や建物内禁煙に必要性を感じていないので行っていないが、罰則付きの条例ができれば従う。
飲食店	①うちのような小規模な店舗が置き去りになるような政策にならないようにしてもらいたい。 ②今回の調査に基づいて、県で話し合われた事や決定事項は後々教えて欲しい。(調査のやりっ放しはやめて欲しい。)
飲食店	居酒屋と異なり、デパートに入っている飲食店は、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の方が利用するので、行政の方で強い規制をかけて欲しい。
飲食店	たばこを販売する側が、受動喫煙防止対策の備品等をもっと積極的に提供すれば、一層対策が進むと思う。川反にある居酒屋で何軒かJTからスタンド灰皿の提供を受けているところがある。
飲食店	受動喫煙防止対策は、喫煙者・非喫煙者・販売業者などの意見を調整しながら段階的にすすめるよりも、行政が強制力を持って進めた方がいいのではないかと思う。世の中の流れが禁煙に向かっているので、仮に時間はかかったとしても、大方の理解は得られるはず。
飲食店	売上低下の原因になるので、このような取り組みはやめて欲しい。
飲食店	街中で喫煙できるスペースを、現状より少なくしたり限定したりするのは構わないが、どこに行けば喫煙することが可能なのか掲示物やリーフレットで県民に周知してほしい。
事業所	国や県で法規制してくれた方が、社内の禁煙反対派に対して説明と理解を得やすい。
事業所	県庁がお手本を見せてくれれば、それに習って事業所側もより理解の得られやすい、効果的な活動ができる。

事業所	来年の1月から建物内禁煙の検討に入るが、その際に行政が法整備等でお手本を示してくれれば、反対派の理解も得やすく検討がスムーズに進むと思う。
事業所	仙台市などを歩いていると、街の中心部のわかりやすい場所に喫煙室がある。秋田も参考にしてみてもどうか。
事業所	完全分煙室を設置する補助金があればいいと思う。
事業所	日本は他の先進国と比較すると、たばこの価格が安いので他国の水準まで引き上げるべきだと思う。そうすれば喫煙率は自然に下がると思う。
事業所	受動喫煙対策が重要なのは理解できるが、禁煙支援や指導により力を入れて、喫煙者の数を減らすことが、結果的に受動喫煙対策になるのではないかな。
事業所	東北の中でも、かなり早い段階から「禁煙タクシー」を導入したので、本音を言う会社でも禁煙をしてもらいたい。継続的に禁煙を社員に呼びかけてはいるが、喫煙者の数はなかなか減らない。
事業所	禁煙を達成した人や禁煙したいと希望している人に対して、補助金や報奨金があればモチベーションが上がって良いと思う。
事業所	しっかりとした線引きがあればそれに従うだけなので、行政にはぜひたばこに対する規制を作してほしい。
事業所	秋田駅前や観光スポットなど、人がたくさん集まる場所を禁煙または、時間帯によって禁煙にしてみてもどうか。受動喫煙や歩きたばこによる事故も防止できるし、観光客に取り組みをアピールできると思う。
事業所	喫煙室(所)を、非喫煙者が通行する出入口付近に設置している施設が多すぎると思う。ガイドラインの空間分煙の項目には「出入口付近から極力離す等、適切な措置を講じてください。」と記載されているが設置者の感覚で設置場所を決められてしまうと思うので、具体的な離隔距離を示すべき。
事業所	受動喫煙対策よりも、そもそもたばこが吸いにくい環境作りに力を入れてはどうか。公共の場で喫煙可能な場所や販売可能な場所を今より絞り込んで少なくし、価格を大幅に上げるなどやり方はいろいろあると思う。一方で、それらを実行することで利益が減ってしまう立場の人たちもいるので、その人たちには本来得られるはずだった利益の何割かを補助してあげる必要がある。
事業所	昨年から加熱式たばこを使い始めたが、周囲の人から従来のたばこより匂いや煙が気にならないと言われる。また、体感的に体への害も少ない気がする。受動喫煙防止の観点から考えた場合、葉たばこのみを増税させて、加熱式を今の価格のままにすることで、葉たばこから加熱式へとシフトさせる流れを作れば、効果的な対策となるのではないかな。
事業所	秋田県内で禁煙ゾーンなどを設ければいいと思う。
事業所	会社組織の内では、上司が部下に対してくり返し受動喫煙防止と禁煙を呼びかけることが大事だと思う。
事業所	たばこの価格を上げたり、購入可能な場所・時間帯を制限するなど、たばこを身近なものでなくする取り組みが必要だと思う。

事業所	近年の世の中の流れを見ていると、どんどん喫煙者の肩身が狭くなっている気がする。行政には是非喫煙者と非喫煙者が対等に共存できる施策を打ち出してほしい。
事業所	女性の喫煙者が気兼ねなくたばこを吸える場所が必要。女性の喫煙者のなかには、男性ばかりいる喫煙所に入って行くのにためらいを感じている人が多くいる。トイレの様に男性用・女性用と分けて喫煙所を作ってもいいと思う。
事業所	厚労省の「受動喫煙防止対策助成金」のようなものを県でも用意するべきだと思う。(喫煙室の設置・改修などとは異なるアプローチの物が理想)
旅館・ホテル	受動喫煙は悪いことだという認識はあるので、防止対策には可能な限り協力したい。
旅館・ホテル	行政が規制をするのであれば、喫煙者・非喫煙者だけでなく、経営者のことも考慮した規制にしてほしい。
旅館・ホテル	喫煙室設置に対する補助金があるのであれば、情報が欲しい。
旅館・ホテル	受動喫煙防止対策上、加熱式たばこの扱いはどうなるか。
旅館・ホテル	受動喫煙防止対策を進めるに当たって、行政には資金協力をお願いしたい。
旅館・ホテル	条例が制定されれば、喫煙者のお客様に対して禁煙の旨をご理解いただきやすくなると思う。
旅館・ホテル	たばこの価格を、他の先進国並みに上げれば、喫煙者の数は減ると思う。